

## 国立大学法人北海道大学における内部質保証に関する申し合わせ

令和3年3月23日

役員会了承

一部改定 令和3年5月24日

本学では、内部質保証に取り組むにあたり、自己点検・評価の基本的な指針となる「国立大学法人北海道大学評価規程」（以下「評価規程」という。）を定めている。これに加え、内部質保証の在り方について改めて確認し、大学全体の認識を共通のものとするすることで、本学の教育研究活動等の質の保証及び向上に資する活動を更に充実させるため、以下のとおり申し合わせる。

### 1. 用語の定義

この申し合わせにおける用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1)「内部質保証」とは、本学が自律的な組織として、その理念や目的を実現し、社会からの信頼を得るために行う、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況等についての自己点検・評価に加えて、その結果を基に行う不断の改善・向上に係る取組による質の保証及びその活動をいう。
- (2)「自己点検・評価」とは、評価規程第1条に掲げる、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項の規定に基づき、本学の教育研究等の状況について自ら行う点検及び評価をいう。

### 2. 内部質保証の体制

#### 2-1. 内部質保証の責任者及び責任体制

総長を内部質保証の最高責任者とする。総長は、内部質保証に関して最終的な責任を持つ。

評価担当理事を内部質保証の統括責任者とする。評価担当理事は、自己点検・評価に関する業務を統括し、自己点検・評価の結果に基づく改善に関して包括的に責任を持つ。

各理事及び附属図書館長をそれぞれが担当する事項における内部質保証の責任者とする。各理事及び附属図書館長は、それぞれが担当する事項に関して、自己点検・評価の結果に基づく、改善・向上に取り組む責任を持つ。

評価規程第6条に定める実施部局の長を各組織における内部質保証の責任者とする。実施部局は各組織において行う自己点検・評価の結果に基づく、改善・向上に取り組む責任を持つ。

特に、教育に関する内部質保証の対象となる区分を別表1のとおり整理し、責任者及び責任を持つ組織を区分に応じ、それぞれ同表のとおりとする。また、別表1に掲げる区分のうち、教育活動に関する内部質保証については教育改革室が別に定める。

## 2-2. 中核組織

以下の組織を本学の内部質保証体制において中核をなす組織として位置付ける。

- ・役員会

役員会は、自己点検・評価の結果の報告に基づき、内部質保証に係る重要事項を審議する。

- ・教育研究評議会

教育研究評議会は、自己点検・評価の結果の報告に基づき、全学的な観点から、内部質保証に係る重要事項のうち、教育研究に関する事項を審議する。

- ・経営協議会

経営協議会は、自己点検・評価の結果の報告に基づき、内部質保証に係る重要事項のうち、組織及び運営に関する事項を審議する。

- ・評価室

評価室は、本学の内部質保証体制の中核として、自己点検・評価の結果を取りまとめ、役員会、教育研究評議会及び経営協議会に報告する。また、役員会の指示に基づき、教育研究等の改善・向上に向けた取組を指示する。

## 2-3. 実施組織

実施部局、教育改革室、施設・環境計画室、及び情報環境推進本部を当該組織に関する内部質保証の実施組織とする。

## 3. 内部質保証の手順

内部質保証の手順を以下のとおり定める。

- 1) 実施組織は、所掌する事項について、自己点検・評価を行い、その状況を評価室に報告する。
- 2) 評価室は、実施組織からの報告を取りまとめ、必要に応じて当該組織へのヒアリングを実施し、役員会、教育研究評議会及び経営協議会に報告する。
- 3) 役員会は、報告内容を踏まえ、教育研究等の改善・向上に向けた取組について審議し、必要に応じて、教育研究評議会及び経営協議会での審議結果を踏まえ、改善計画の策定を評価室に指示する。
- 4) 評価室は、役員会の指示に基づき、実施組織に改善計画案の作成を指示する。
- 5) 実施組織は、改善計画案を作成し、評価室に報告する。
- 6) 評価室は、改善計画案を取りまとめ、役員会に報告する。
- 7) 役員会は、改善計画を決定し、評価室に実施を指示する。

- 8) 評価室は、役員会の指示に基づき、実施組織に改善計画の実施を指示する。
- 9) 実施組織は、改善計画を実施し、その状況を評価室に報告する。
- 10) 評価室は、改善計画に係る報告を確認し、その進捗状況を取りまとめ、役員会、教育研究評議会及び経営協議会に報告する。
- 11) 役員会は、報告内容を審議し、必要に応じて、教育研究評議会及び経営協議会での審議結果を踏まえ、計画の推進に必要な改善策を検討する。以下、3) 後段へとサイクルを移す。

#### 4. 自己点検・評価の実施及び実施時期

教育改革室が別に定めるものを除き、6年以内に1度、文部科学大臣の認証を受けた評価機関が定める評価基準等を参照し、自己点検・評価を実施する。

#### 5. 組織の新設・改廃等の重要な見直しに関する事項

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設、改廃等の重要な見直しに関する事項は、当該新設、改廃等に関する関係組織の協力を得て、役員会において審議する。

#### 6. 第三者評価及び関係者からの意見等の活用

自己点検・評価の実施にあたっては、別表3に掲げる主な第三者評価の結果を活用する。

また、対象となる組織ごとの学問分野の特性等に配慮し、必要に応じて、ステークホルダーから、国内外を問わず、幅広く（期待やニーズ等）を聴取して、その結果を内部質保証に活用する。

#### 7. 情報公開

自己点検・評価の結果は、本学ホームページで公開する。

別表1

区分	責任を持つ組織	責任者
教育活動（教育課程、学生支援、学生受入、その他の教育に係る活動等）	教育改革室	教育担当理事
	別表2に掲げる組織	別表2に掲げる組織の長
施設及び設備	施設・環境計画室	施設担当理事
	情報環境推進本部	情報担当理事
	図書館運営委員会	附属図書館長

別表 2

組 織 (学部)	教育課程 (学科又は課程)	責任者
文学部	人文科学科	文学部長
教育学部	教育学科	教育学部長
法学部	法学課程	法学部長
経済学部	経済学科 経営学科	経済学部長
理学部	数学科 物理学科 化学科 生物科学科 地球惑星科学科	理学部長
医学部	医学科 保健学科	医学部長
歯学部	歯学科	歯学部長
薬学部	薬科学科 薬学科	薬学部長
工学部	応用理工系学科 情報エレクトロニクス学科 機械知能工学科 環境社会工学科	工学部長
農学部	生物資源科学科 応用生命科学科 生物機能化学科 森林科学科 畜産科学科 生物環境工学科 農業経済学科	農学部長
獣医学部	共同獣医学課程	獣医学部長
水産学部	海洋生物科学科	水産学部長

	海洋資源科学科 増殖生命科学科 資源機能化学科	
現代日本学プログラム課程		現代日本学プログラム課程長

組 織 (研究科等)	教育課程 (専攻)	責任者
法学研究科	法学政治学専攻 法律実務専攻	法学研究科長
水産科学院	海洋生物資源科学専攻 海洋応用生命科学専攻	水産科学院長
環境科学院	環境起学専攻 地球圏科学専攻 生物圏科学専攻 環境物質科学専攻	環境科学院長
理学院	数学専攻 物性物理学専攻 宇宙理学専攻 自然史科学専攻	理学院長
農学院	農学専攻	農学院長
生命科学院	生命科学専攻 臨床薬学専攻 ソフトマター専攻	生命科学院長
教育学院	教育学専攻	教育学院長
国際広報メディア・観光学院	国際広報メディア・観光学専攻	国際広報メディア・観光学院長
保健科学院	保健科学専攻	保健科学院長
工学院	応用物理学専攻 材料科学専攻 機械宇宙工学専攻 人間機械システムデザイン専攻 エネルギー環境システム専攻 量子理工学専攻	工学院長

	環境フィールド工学専攻 北方圏環境政策工学専攻 建築都市空間デザイン専攻 空間性能システム専攻 環境創生工学専攻 環境循環システム専攻 共同資源工学専攻	
総合化学院	総合化学専攻	総合化学院長
経済学院	現代経済経営専攻 会計情報専攻	経済学院長
医学院	医科学専攻 医学専攻	医学院長
歯学院	口腔医学専攻	歯学院長
獣医学院	獣医学専攻	獣医学院長
医理工学院	医理工学専攻	医理工学院長
国際感染症学院	感染症学専攻	国際感染症学院長
国際食資源学院	国際食資源学専攻	国際食資源学院長
文学院	人文学専攻 人間科学専攻	文学院長
情報科学院	情報科学専攻	情報科学院長
公共政策学教育部	公共政策学専攻	公共政策学教育部長

別表 3

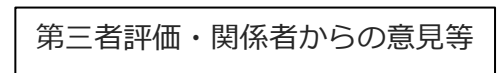
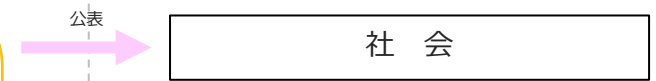
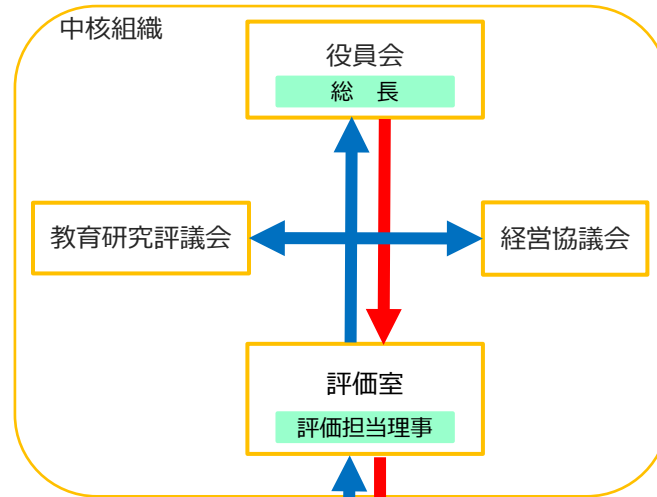
第三者評価の種類	対象となる組織	対象となる課程等
国立大学法人評価	全学	全て
大学機関別認証評価	全学	全て
法科大学院認証評価	法学研究科	法律実務専攻
経営系専門職大学院認証評価	経済学院	会計情報専攻
公共政策系専門職大学院認証評価	公共政策学教育部	公共政策学専攻
技術者教育プログラム認定	工学部	環境社会工学科資源循環システムコース
薬学教育評価	薬学部	薬学科
欧州獣医学教育国際認証	獣医学部	共同獣医学課程

# 【別紙】 国立大学法人北海道大学における内部質保証体制図

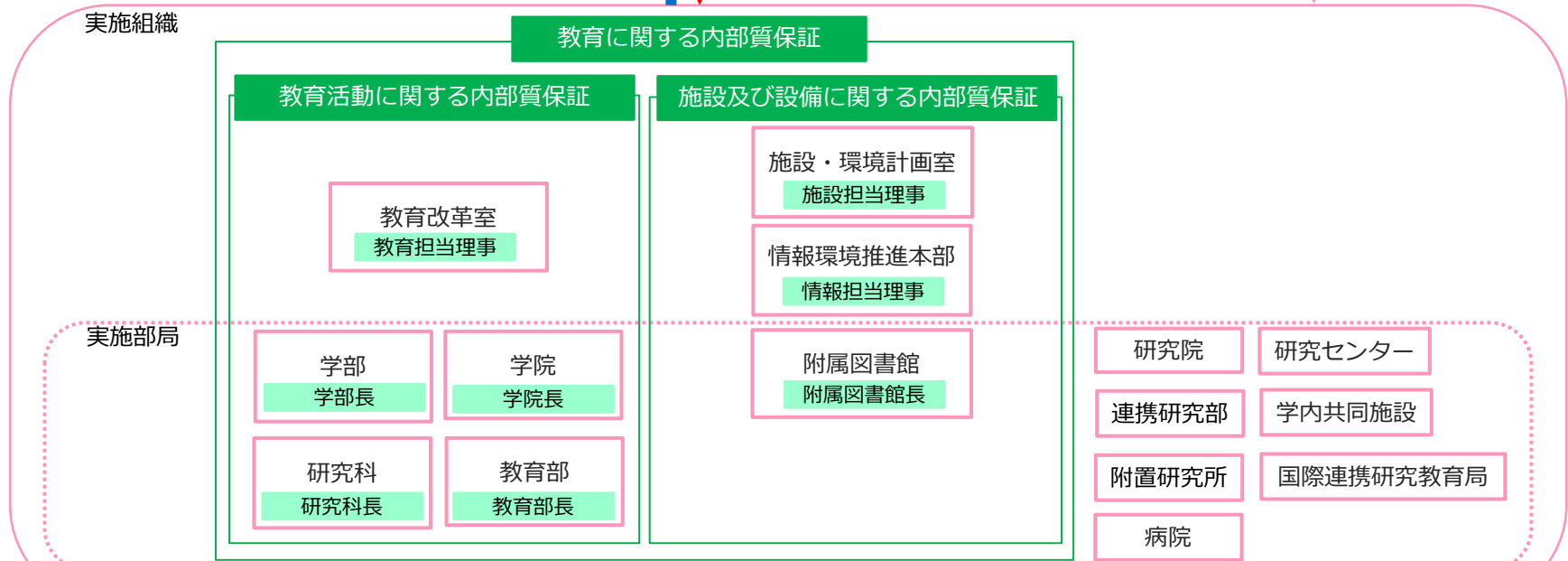
- : 自己点検・評価の結果の報告
- : 改善計画の策定・実施の指示
- : 責任者

○ 自己点検・評価の実施及び実施時期  
6年以内に1度、文部科学大臣の認証を受けた評価機関が定める評価基準等を参照し、自己点検・評価を実施する。（教育改革室が別に定める「教育活動に関する内部質保証」は除く）

○ 組織の新設・改廃等の重要な見直しに関する事項  
学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設、改廃等の重要な見直しに関する事項は、当該新設、改廃等に関する関係組織の協力を得て、役員会において審議する。



活用



※実施部局を除き、教育に関する内部質保証の対象となる組織のみ記載